

# 国民健康保険税の課税方式が変わります

国民健康保険は皆保険制度の礎となるものであり、住民の皆さんの健康を維持するうえで、大変重要な役割を担っています。その財源は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と、国、県、町などからの負担金でまかなわれています。とくに大きな財源である国民健康保険税の課税方式について、毛呂山町では平成21年度より大幅な改正を行います。将来にわたり、国民健康保険制度を安定的に維持していくために必要な改正です。住民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 役場税務課町民税課税係

☎ (295) 2112内線195・196



## ■今まで こんな声がたくさん寄せられてきました。

年金収入だけなのに、固定資産税の4割が、国保税に加算されるのは二重じゃないか？



加入者ごとに課税されたうえに、世帯で平等割が課税されると単身者は負担が大きい！

## ■国からは、応益割、応能割を50対50に近づけるよとの指導

国民健康保険税は、加入世帯の構成人数に応じた『応益割』と、加入者それぞれの所得や資産に応じた『応能割』で構成されています（賦課割合といいます）。国は、実際に医療を受ける加入者（受益者）の数に応じて負担する割合（応益割）と、所得や資産などに応じて負担する割合（応能割）を50対50に近づけるよう負担の適正化をすすめています。また、50パーセントに近づけることで、税額の軽減割合を増やすことが可能になります。

※毛呂山町のこれまでの状況は、応益割35対 応能割65でした。

## ■そこで、加入者の人数と所得のみによって税額が決定されるよう課税方式を変更するほか、応益応能割合の適正化を図ることで負担の平等化を進めます。

今まで

均等割額（加入者一人当たり）
平等割額（一世帯当たり）
所得割額（前年中の所得に対して）
資産割額（町内の固定資産に対して）

これから

均等割額（加入者一人当たり）
所得割額（前年中の所得に対して）

※町全体の課税額は変わりません

## ■実際の税率は？ 医療分のみ税率が変わります。

今まで

4 方式	均等割額	11,500円
	平等割額	19,000円
	所得割額	6.2%
	資産割額	40%

これから

2 方式	均等割額	35,000円
	(平等割額)	廃止
	所得割額	6.0%
	(資産割額)	廃止

医療分

支援金分

介護分

2 方式	均等割額	7,500円
	所得割額	1.6%

変更なし

2 方式	均等割額	11,500円
	所得割額	1.2%

変更なし

## ■軽減割合が大きくなるうえに、新たに2割軽減を新設し対象者が拡充されます

国民健康保険税には、低所得世帯や中間所得世帯を対象に、納税の負担を軽減することを目的とした軽減措置があります。これまで毛呂山町では所得に応じ、応益割部分の6割と4割の軽減措置を行っていました。今回の税率改正により、軽減割合を増やし、さらに対象者の拡充を行います。

軽減措置は、昨年中の所得を基に判定します。加入者などに所得の申告をしていない人がいる場合は軽減判定できません。

※16歳以上の国保加入者全員と世帯主の所得申告が必要です。被扶養者についても申告が必要です。なお、軽減判定は自動で行い、該当世帯については、軽減後の税額が通知されます。

減額対象所得要件	今まで		これから
	均等割額	平等割額	均等割額
33万円以下	6割軽減		7割軽減
33万円＋（24.5万円×（世帯主以外の被保険者数＋世帯主以外の特定同一世帯所属者数））	4割軽減		5割軽減
33万円＋（35万円×（世帯に属する被保険者数＋世帯に属する特定同一世帯所属者数））	軽減措置なし		2割軽減

## ■税額は、このように変わります

たとえば・・・

### ケースA

単身世帯の場合



本人 67歳  
年金収入 719,666円  
固定資産税 76,100円

### 今まで

6割軽減対象	
年税額	
医療分	42,600円
支援金分	3,000円
合計	45,600円

### これから

7割軽減対象	
年税額	
医療分	10,500円
支援金分	2,200円
合計	12,700円

### ケースB

夫婦2人世帯の場合



夫 63歳  
年金収入 1,419,666円  
固定資産税 76,100円  
妻 62歳  
年金収入 719,666円

### 今まで

4割軽減対象	
年税額	
医療分	79,700円
支援金分	15,200円
介護分	18,400円
合計	113,300円

### これから

5割軽減対象	
年税額	
医療分	58,300円
支援金分	13,700円
介護分	16,100円
合計	88,100円

### ケースC

4人世帯の場合



夫 38歳  
給与収入 4,354,850円  
固定資産税 76,100円  
妻 35歳（収入なし）  
子ども 2人

### 今まで

年税額	
医療分	257,300円
支援金分	71,700円
合計	329,000円

### これから

年税額	
医療分	296,600円
支援金分	71,700円
合計	368,300円

※個々の加入者の税額に変動はありますが、税率改正にあたっては、毛呂山町全体の国保税課税額自体は、ほぼ変えないように税率の設定をしました。

※平成21年度の決定税額については、6月中旬に『国民健康保険税納税通知書』をお送りしますので、ご確認ください。